
平成25年度 主な税制改正要望の概要

平成24年9月
厚生労働省



目 次

• 社会保険診療報酬の所得計算の特例	1
• 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療以外部分に係る 軽減措置の存続	2
• 高度な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長	3
• 研究開発税制（総額型）の延長	4
• 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	5
• 医療に係る消費税の課税のあり方の検討	6
• サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	7
• 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	8
• 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置	9
• 配偶者控除の見直し	10
• パートタイム労働政策推進のための税制上の所要の措置	11
• 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充	12
• 雇用促進税制の拡充	13
• 「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置	14
• 厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置	15
• 年金課税のあり方の検討	16
• 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	17

社会保険診療報酬の所得計算の特例（所得税、法人税）

要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。

現状

社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現 状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

要望内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長する。

① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

（～平成27年3月31日）

② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。
（～平成27年3月31日）

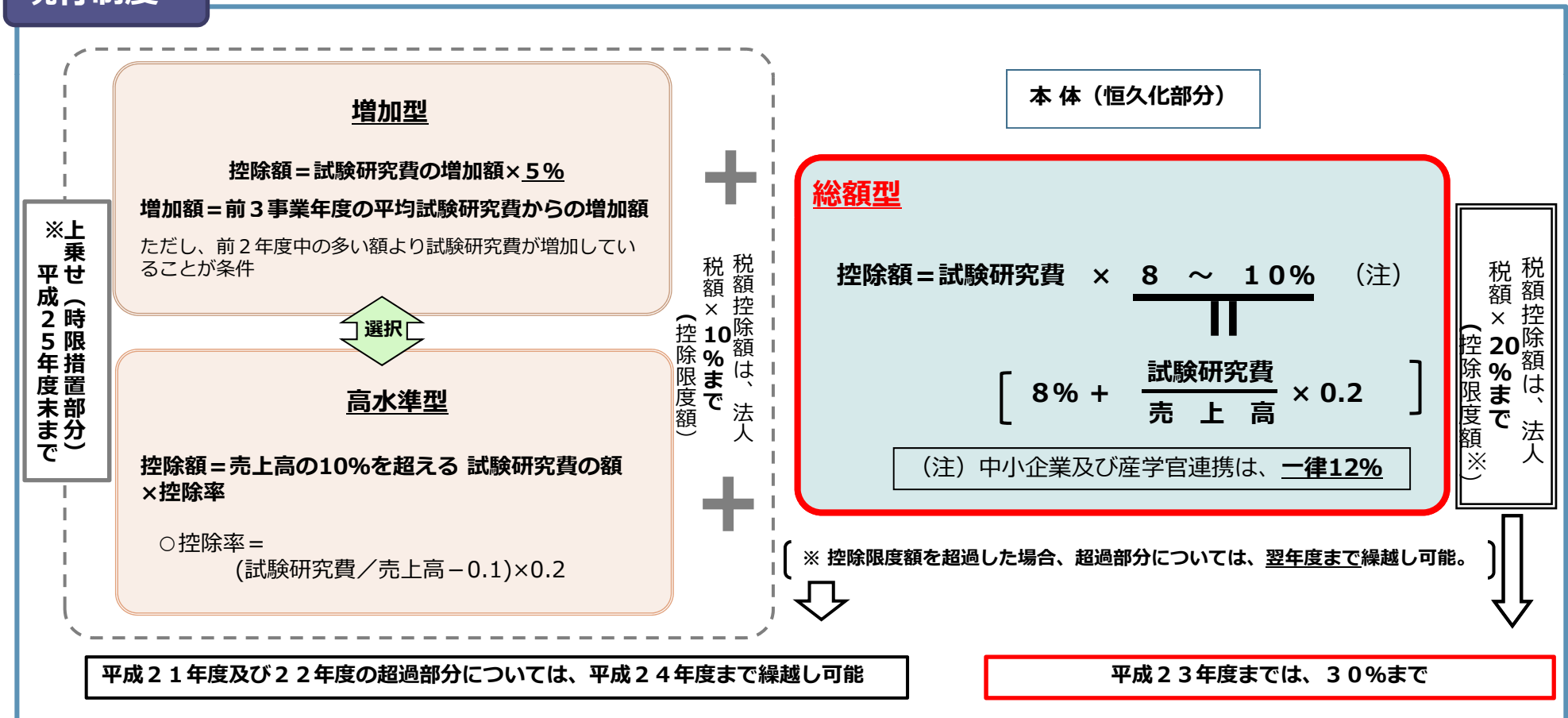


研究開発税制（総額型）の拡充（法人税・所得税）

要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制（総額型）について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

現行制度



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	8.4%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

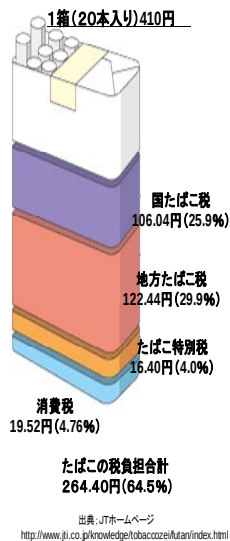
出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成22年国民健康・栄養調査

■たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) 1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。
- (締約国数:175カ国(平成24年8月予定))

健康日本21(第2次)(運動期間:2013~)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21(第2次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す。
- 【たばこ対策】
 - i.成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
 - ii.未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
 - iii.妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
 - iv.受動喫煙の機会を有する者の割合の低下
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
平成24年6月8日閣議決定により見直し。
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第2次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。
※ iii は含まれず。

要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税 (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額の治療に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト

医療機関等における高額の治療に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税）

要望の内容

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

	軽減措置	要件
所得税・法人税	5年間2.8割増償却 (耐用年数35年以上:4.0割増償却)	・床面積要件:25㎡/戸(専用部分のみ) ・戸数要件:10戸以上
固定資産税	5年間 税額を2/3軽減	・床面積要件:30㎡/戸(共用部分含む) ・戸数要件:5戸以上
不動産取得税	家屋 課税標準から1200万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる 土地面積相当分の価額等を軽減	・補助受給要件:国又は地方公共団体から サービス付き高齢者向け住宅に対する 建設費補助を受けていること

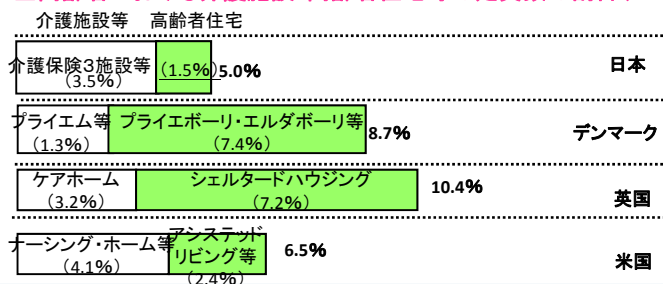
要望の内容

**本特例の適用期限
(平成25年3月31日)
の2年間延長**

施策の背景

高齢者の暮らしに適した良好な
住宅ストックの絶対的不足

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合(2008)



サービス付き高齢者向け住宅制度

- 【登録基準】** (有料老人ホームも登録可)
- 《ハード》
- ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》
- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- 《契約内容》
- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
 - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 - ・前払金に関して入居者保護が図られていること(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの特示の義務付け)

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

政策の目標

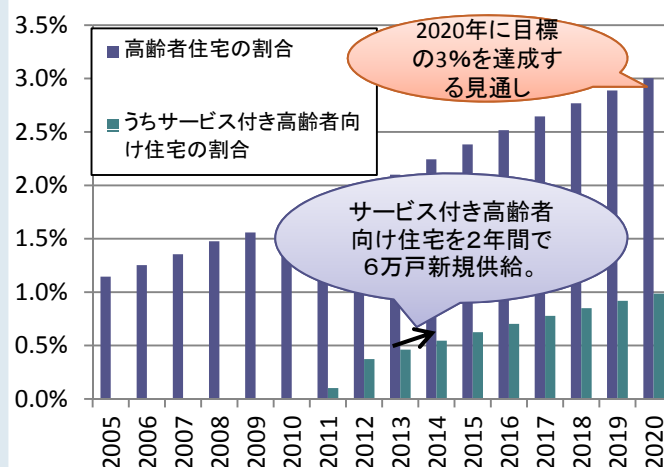
2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。(国交省成長戦略)

2014年までの目標

高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を0.5%とする。(2年間で6万戸新規供給)

高齢者人口に対する高齢者住宅の割合



子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

(消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等)

要望内容

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

現状（要望の背景）

○平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

○3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。
衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。

要望の必要性

現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。

こうした問題に対処するために、子ども・子育て関連3法により幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、それに伴う税制上の所要の措置を講じることが必要である。

子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ



○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

(登録免許税)

要望内容

近年の深刻な待機児童問題の解消に資するため、社会福祉法人以外の公益法人が設置する保育所について、社会福祉法人が設置する場合と同等の登録免許税非課税措置を要望するもの。

現状（要望の背景）

- 現行制度では、社会福祉法人が保育所を設置する際の登録免許税は非課税とされているが、学校法人等社会福祉法人以外の公益法人が保育所を設置する場合には非課税措置がない。
- 一方で、幼稚園については、公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団・財団法人）のいずれが設置する場合でも、登録免許税は非課税となっている。
- 近年の深刻な待機児童問題がある中、保育所の増設は喫緊の課題である。幼稚園制度との均衡を図り、かつ待機児童解消に資するため、社会福祉法人と同等の非課税措置を他の公益法人にたいして設けることを要望する。

関 連 指 標

○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385

配偶者控除の見直し（所得税、個人住民税）

要望内容

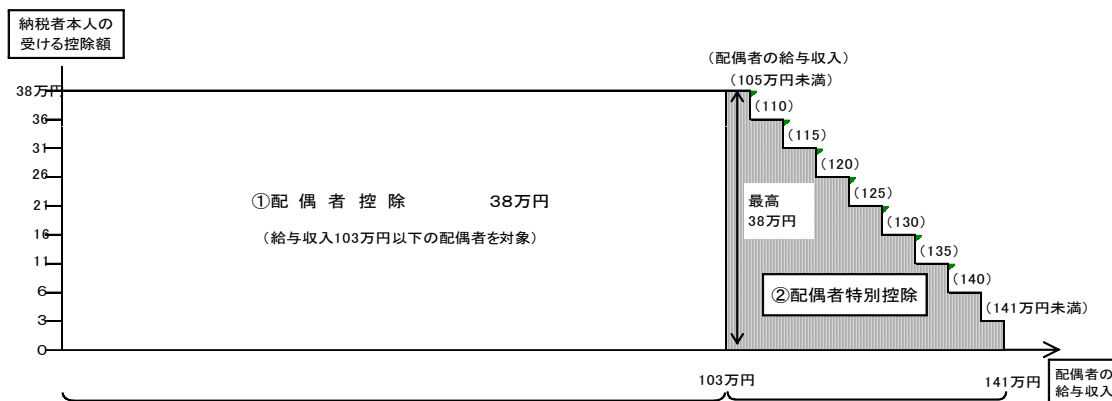
雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

要望の必要性

- 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）では、「配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。」とされている。
- 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）では「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。」とされている。
- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」とされている。これらを踏まえ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（所得税）

- ① 配偶者控除
居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、年間の給与収入が103万円以下の者を有する場合には38万円を控除する。
- ② 配偶者特別控除
収入の非課税限度額103万円を超えても（すなわち、独立した納税者となっても）、年間の給与収入が141万円までは、収入に応じて控除が適用されるようになっている。



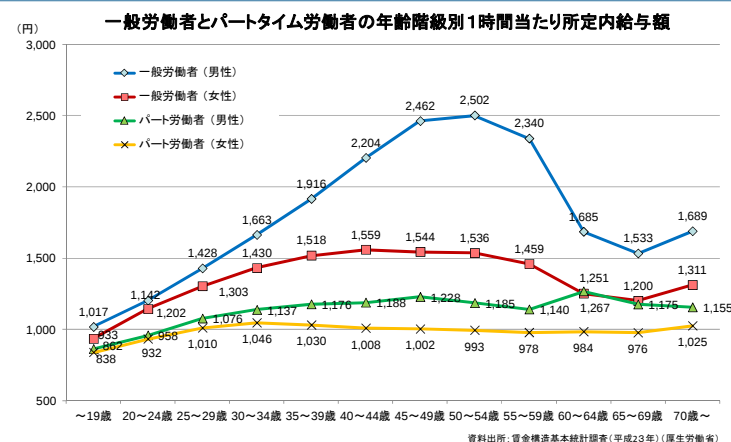
パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置（所得税、法人税、法人住民税）

要望内容

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

人口減少社会を迎え、労働力供給が制約される日本では、日本経済を支える労働力として、パートタイム労働者の重要性が高まっている。パートタイム労働法の施行によりその雇用管理は一定程度改善されたものの、年齢や勤続年数にかかわらず、賃金はほとんど変わらないなど、正社員との間に依然として格差が生じている。このようなことから、パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進していく必要がある。



要望の必要性

上記のような現状の中でパートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。

なお、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）でも、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充（所得税・法人税・法人住民税）

要望内容

障害者優先調達推進法を受けて、企業から障害者就労継続支援事業所等への発注を促進することにより、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、時限措置である発注促進税制について、5年間の延長を図るとともに、障害者の「働く場」に障害者雇用促進法の在宅就業障害者等を加える。

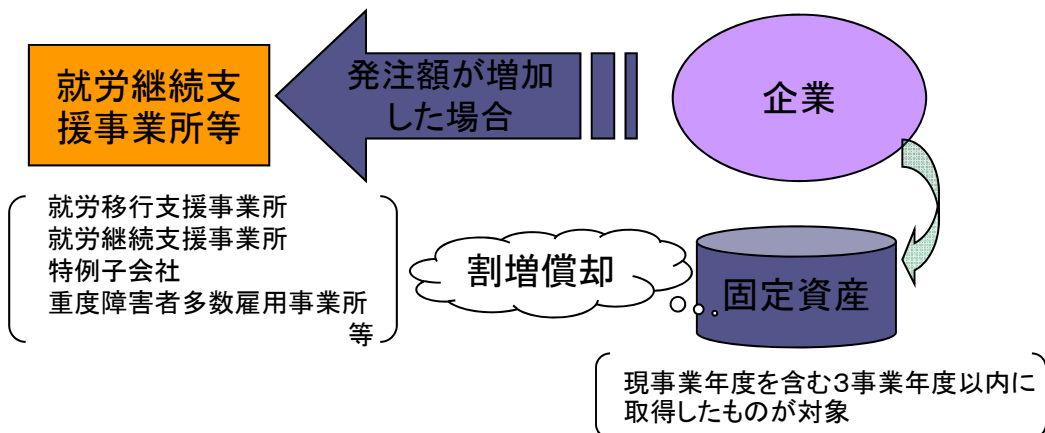
現行制度

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額（※）
（※）固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- **5年間の時限措置**
 - ・ 企業（法人）：平成20年4月1日～平成25年 3月31日
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～平成25年12月31日

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援（B型）を行う事業所）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \frac{\text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額}}{\text{対象となる固定資産の普通償却限度額の30\%を限度とする。}}$$

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 普通償却限度額（ ） | = 1,000万円 × 10% = 100万円 |
| 発注増加額（ ） | = 20万円 |
| （合計）償却限度額（ + ） | = 120万円 |
- 例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額（100万円）の30%（30万円）が限度となるため、償却限度額は130万円となる。

雇用促進税制の拡充（所得税・法人税・法人住民税）

要望内容

厳しい経済環境下における雇用確保及び65歳以上の高年齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。

ア 現行では当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を40万円に引き上げる。

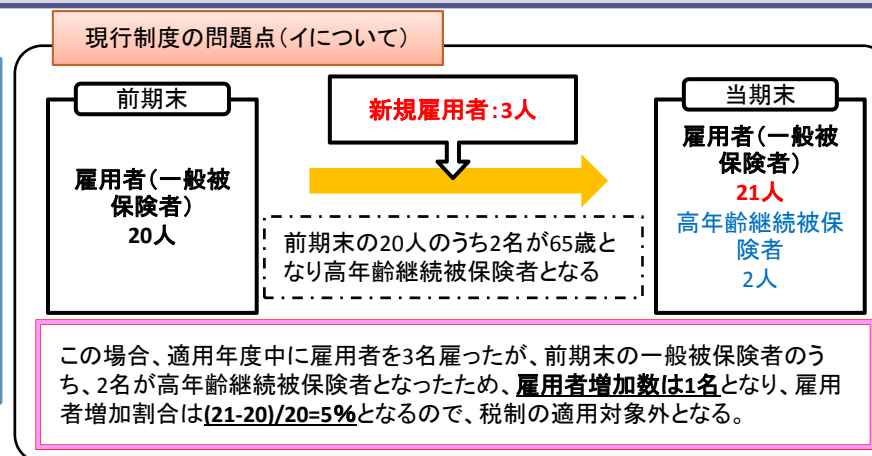
イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。

現行制度

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人あたり20万円の税額控除が受けられる制度。

（受付件数）

平成23年度中に雇用促進計画を受け付けた件数は、30,049件、209,540人の雇用者の増加が予定されている。



要望の必要性

ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。

このため、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する必要がある。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。

イ 「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化する必要がある。その中で、高年齢者雇用対策等が喫緊の課題となっている。本税制の拡充により、雇用拡大及び65歳以上の高年齢者の雇用維持を図る企業を支援することによって、65歳以上の高年齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高年齢者の生活の安定を図る必要がある。

「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置（所得税等）

要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づき平成24年秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

「社会保障・税一体改革大綱」＜抄＞

6. 貧困・格差対策の強化

（重層的セーフティネットの構築）

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）を策定する。（平成24年秋目途）

i 生活困窮者対策の推進

○第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

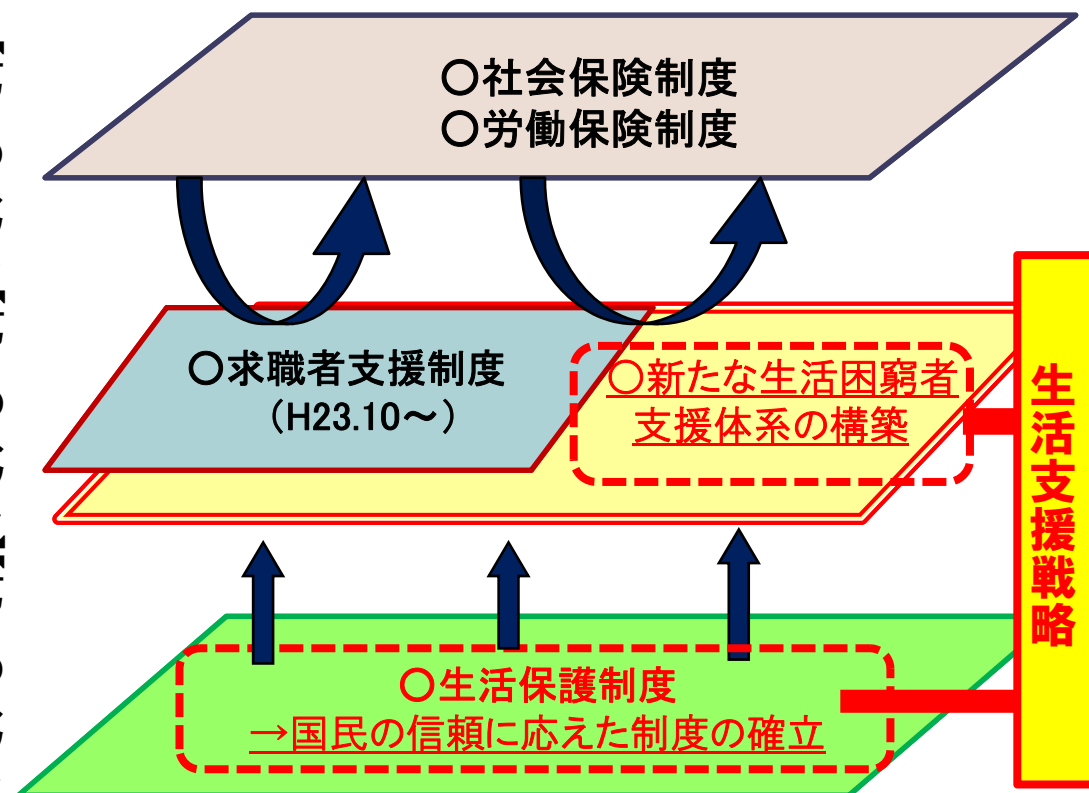
a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

ii 生活保護制度の見直し

○国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

【第1のネット】【第2のネット】【第3のネット】



厚生年金基金制度等の見直しに伴う所要の措置（所得税、法人税等）

要望内容

代行制度を支える枠組みの変化や深刻化する代行割れ問題に対処するため、厚生年金基金制度等の見直しを行い、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

- 現在の厚生年金基金制度の課題

昨今の経済金融環境の変化や母体企業（多くは中小企業）の経営悪化等により代行割れ問題をはじめとする厚生年金基金の財政運営を巡る課題が顕在化



「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」（平成24年7月6日）

①資産運用、②財政運営、③制度の在り方について検討を行い、一定のとりまとめ。



報告書を踏まえ、厚生労働省としての案を作成し、秋以降さらに検討を行い次期通常国会に改正法案を提出予定→必要に応じ税制上の所要の措置を講ずる。

要望の必要性

現在の厚生年金基金制度に生じている課題に対処するため、厚生年金基金制度等の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。

要望内容

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）等に基づき、世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、「年金所得」を独立させる等所得区分の見直しなど、年金課税のあり方について検討を行う。

現状（要望の背景）

● 社会保障・税一体改革大綱 （平成24年2月17日閣議決定）

年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

● 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（抄）第7条第2号八

年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

要望内容

公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。

具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化を図るため、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

延長を要望する現行制度

生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、我が国経済及び地域社会において大きな役割を果たしている一方で、経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多い。

こうした事業者の設備投資に係る負担を軽減し、ひいては経営基盤の強化を図るため、対象設備を政策効果の高い右記の**共同利用施設に重点化した上で取得価額の6%※の特別償却制度を維持する必要がある。**

<対象外となる共同利用施設>

- ・ 共同特殊品処理工場
- ・ 共同特殊品保管庫
- ・ 共同スポーツ施設
- ・ 移動研修車
- ・ 共同調理炊飯施設
- ・ 共同駐車場



政策効果の
低い分野は
対象外

※平成23年度税制改正において8%から6%に縮減

『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書』に基づき、政策効果の高い

- (1) 少子高齢化、買い物弱者対策に資する設備
 - ・ 共同研修施設、共同保育施設
 - ・ 移動理美容バス、移動販売（屋台）バス
- (2) 環境・エコ・清潔・快適に資する設備
 - ・ 共同購入資材配送車両
- (3) 震災復興・節電に資する設備
 - ・ 被災地における共同工場、共同営業施設
 - ・ 節電に資する共同蓄電設備
- (4) 安全・安心の確保に資する設備
 - ・ 組合会館の老朽化に伴う建て替え
 - ・ 耐震化に資する設備

の重点4分野に対象設備※を重点化。

※対象設備については、経済・社会の構造変化に合わせ見直しを図る